指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	マリオス立体駐車場	所在地	盛岡市盛岡駅西通二丁目6番1号
施設の設置目的・概要	マリオスの供用に併せて設置したもので、市民文化ホール、マリオスビルテナント入居者、市の盛岡駅西口サービスセンター等の利用者の利便に供することを目的とする。		
建物・設備の概要	タワー式駐車機械（3基），平面往復式駐車機械（2基） 敷地面積　1,325.18㎡　延床面積　2,290㎡ 事務室、トイレ	設置年月日	平成9年10月

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	(一財)盛岡市駐車場公社	所管課名	都市計画課
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日		
指定管理業務の内容	(1)入出庫管理業務 (2)駐車場料金徴収業務 (3)設備管理業務 (4)安全管理業務 (5)その他管理運営業務	指定管理料（千円）	R1　99,454 千円 R2　100,347 千円 R3　100,347 千円 R4　100,281 千円 R5　100,281 千円
制度導入によって目指す施設の姿	盛岡市駐車場を適正管理し、利用者誰もが安心・安全に利用でき、かつ、最大限の施設効用と効率的な運営を目指す。		

3　評価結果

総合評価	S	単位内の施設	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		岩手公園地下駐車場	S	AA	AA
		マリオス立体駐車場	S	AA	AA
		盛岡駅西口地区駐車場	S	AA	AA

施設所管部の評			
管理運営方法の検討			
	指定期間中の導入効果及び課題		【導入効果】 サービス水準の維持：市営駐車場の管理運営は、直営で行った実績がなく、開業当時から駐車場公社が管理運営を行っているため、利用者へのサービス水準の維持につながった。 【課題】 特になし。
	今後の管理運営方法		■　指定管理者制度　　□　直営
		理由	利用者サービスの向上が図られており、直営による場合、次のような課題が生じることから、今後も引き続き指定管理者制度を継続することが適当と判断するもの。 ・市が直接雇用する職員の場合、柔軟な勤務シフトを組むことが難しく、効率的な人員の配置が難しい。 ・市営駐車場の設置から現在まで直営での管理運営経験がないため、直営ノウハウがなく、効率的な管理運営が難しい。

評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	■ 延長　□ 公募　□ 非公募（理由：　）
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　）
	管理形態	■ 単館管理　□ 一体管理（施設名及び理由：　）
	今後の改善点	
	特になし。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価	
S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は，1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。